

あいち結婚サポートセンター運営業務に係る企画提案募集要領

この要領は、あいち結婚サポートセンター運営業務を委託するにあたり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の趣旨

結婚を望む若者に出会いの機会を提供するとともに、出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援を行うため、2024年11月1日にオンライン上に開設した「あいち結婚サポートセンター（愛称「あいマリ」）」を継続して運営し、大規模婚活イベントの開催やAIを活用したマッチング支援、相談支援及び市町村等の取組支援などを行う。

また、若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描き、結婚や子育てを将来の選択肢の一つとして前向きに捉えるきっかけとなるよう、総合的なライフデザインセミナーを実施する。

2 業務の内容

次の(1)～(4)の内容を、あいち結婚サポートセンターの業務として委託する。

- (1) 大規模婚活イベントの開催
- (2) ライフデザインイベントの開催
- (3) あいち結婚サポートセンターの運営
 - ア 結婚相談およびマッチング支援業務
 - イ 出張相談会
 - ウ センター周知に係るウェブサイトの運用及び保守管理
 - エ センターの会員募集や県内市町村が行う婚活イベント等の周知のためのウェブサイトの運営・SNS広告等の配信および紙媒体の作成等
 - オ 相談員の育成研修の実施
- (4) 結婚支援コンシェルジュによる市町村等の取組支援等

※詳細は、別添「あいち結婚サポートセンター運営業務仕様書」のとおり。

※センターで利用するマッチングシステムの保守運用については、別業務（あいち結婚サポートセンター結婚支援マッチングシステム保守運用業務）で実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 委託金額

委託金額は、47,697,457円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は契約保証金の全部を免除する。

5 契約の方法

事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。

手順は次のとおり。

- (1) 県（子育て支援課）が事業企画提案書を公募する。
- (2) 県が設置する選考委員会において、提案者がプレゼンテーションを行い、本事業の実施に最も適切な企画案を選定する。
- (3) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

6 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

7 応募者の資格、条件

以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない。
- (2) 過去5年以内に国又は地方公共団体から類似の業務を受託した実績を有している。
- (3) 愛知県の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」の、以下ア～ウ全ての業務分類に登録されている者である。
 - ア 「(大分類) 03. 役務の提供等」、 「(中分類) 03. 映画等製作・広告・催事」の「(小分類) 03. 催事」または「(中分類) 16. その他の業務委託等」の「(小分類) 99. その他（イベント企画運営）」
 - イ 「(大分類) 03. 役務の提供等」、 「(中分類) 08. コンピュータサービス」の「(小分類) 03. web ページ作成」
 - ウ 「(大分類) 03. 役務の提供等」、 「(中分類) 08. コンピュータサービス」の「(小分類) 04. インターネット関連サービス」
- (4) 企画提案書の提出期限において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていない。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でない。

8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年2月19日（木）から3月2日（月）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ
電話番号：052-954-6106（ダイヤルイン）
郵便番号：460-8501

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和8年2月19日（木）から3月2日（月）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和8年3月2日（月）までに必着とする。）

(2) 提出書類

以下ア～キの提出書類を各1部（正本1部）ずつ提出してください。なお、「イ 企画提案書」のみ7部（正本1部、副本6部）提出してください。

ア 応募申込書兼応募資格確認書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

※あいち結婚サポートセンター運營業務企画提案書等作成要領（別添）の内容をよく確認の上、作成してください。

※企画提案書は7部（正本1部、副本6部）提出してください。

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）

エ 経費見積書（税込金額の総額及び内訳がわかるもの）

オ 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

カ 定款又は寄附行為

キ 過去に実施した類似業務の成果書（任意様式）

(3) 企画提案書の返却

提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 情報公開について

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(5) その他

ア 1団体が提出できる企画提案は、1提案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

9 企画提案書等の作成に伴う質問と回答

企画提案書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式3）」によるものとする。

ア 受付期間

令和8年2月19日（木）から令和8年2月25日（水）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「あいち結婚サポートセンター運営業務の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和8年2月27日（金）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

10 提案の審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選考委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 日時（予定）

令和8年3月12日（木）

イ 会場（予定）

愛知県三の丸庁舎8階 801会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査の基準

次の審査基準を基に審査を行うものとする。

【審査項目・内容】

審査項目	審査内容
事業の理解	○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。
事業内容の 的確性	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を効率的かつ的確に実施するための具体的な提案がされているか。 ○ 提案する個別の取組間で相互に連動し、その相乗効果が十分に期待できる内容となっているか。 ○ 事業全体を通して、多様な生き方があることを前提とし、特定の価値観を押し付けることがないよう、個人の意思を尊重した内容となっているか。 <p>【婚活イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの方に参加してもらえるよう効果的な広報方法が提案されているか。 ○ 交流会は、参加者同士が十分に交流できるプログラムとなっているか。 ○ 事前セミナー及び当日セミナーの内容は、結婚に関する活動のスキルアップを図るものとなっているか。 ○ 事前セミナー及び当日セミナーの講師の質は確保されているか。選考方法は適当であるか。 ○ 婚活イベント参加者を「あいち結婚サポートセンター」の登録につなげる工夫がされているか。 <p>【ライフデザインイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの方に参加してもらえるよう、対象となる若者世代に訴求性の高い効果的な広報方法が提案されているか。 ○ 講座及びゲストによる講演の内容は、対象となる若者世代にとって適切で、将来のライフイベントに対する知識や解像度を深めるものとなっているか。 ○ 講師の専門性や実績が十分に確保されているか。選考方法は適当であるか。 ○ ゲストは参加者がライフデザインを思い描く上で参考となり、親しみを持てるロールモデルが提案されているか。 ○ ワークショップは将来のライフデザインを具体的に思い描き、可視化できるような工夫がされ、意欲的に取り組める内容となっているか。 ○ 交流会は、参加者同士が描いた多様なライフデザインに触れ、新たな気づきや視点を得られるようなプログラムとなっているか。 <p>【あいち結婚サポートセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会員登録において、なりすまし等のトラブルが発生しないような工夫がされているか。 ○ 会員への助言、相談対応が適切に実施できるか。 ○ 会員同士のマッチングを促進する工夫がされているか。 ○ 出張相談会では、市町村等と連携し、県内各地で多数の参加者が見込まれる会場を確保出来るか。 ○ センターウェブサイトの運用及び保守管理を適切に実施し、訴求性の高いものにする工夫がされているか。 ○ 目標の会員数を達成できる効果的な広報内容となっているか。 ○ 相談員の育成研修では、相談員の質の向上に資する適切なテーマ設定となっているか。

	<p>【結婚支援コンシェルジュ】</p> <p>○ 市町村等への訪問、現状把握や市町村等が開催するイベント等への助言・協力方法等について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。</p>
事業実施能力	<p>○ 過去の類似事業の実績はどうか。</p> <p>○ 業務を遂行するにあたり十分な知見・経験を有した職員が必要な人数で確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。</p> <p>○ 事業全体のスケジュールは適切か。</p> <p>○ 個人情報適切に管理する体制が確保出来るか。</p> <p>○ 県への報告、連絡調整など柔軟な運営が可能となっているか。</p>
社会的価値の実現に資する取組	<p>○ 環境に配慮した事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。 ・ あいち生物多様性企業認証を受けているか。 <p>○ 障害者等への就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加対象とする) ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用を行っているか。 ・ 障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 <p>○ 男女共同参画社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けているか。 <p>○ 仕事と生活の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録を受けているか。 ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が4件以上の場合は、選考委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により選考委員会事務局職員による予備審査会を行う。

なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名等は公表しない。

- ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。
- イ 審査基準については審査会に準じて行う。
- ウ 応募のあった企画提案書に順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。
- エ 予備審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。
- オ 予備審査会の審査結果は、全ての企画提案者に対し電子メール等で通知する。

(4) 選考結果通知

選考結果は、プレゼンテーション審査を受けた企画提案者に対して電子メール等で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 委託料の支払等

委託料の支払い方法は、県と委託先の協議により決定する。

12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

(1) 募集要領配布期間	令和8年2月19日(木)から3月2日(月)
(2) 質問書提出受付期間	令和8年2月19日(木)から2月25日(水)
(3) 質問書に対する回答の掲載	令和8年2月27日(金)予定
(4) 応募書類提出受付期間	令和8年2月19日(木)から3月2日(月)
(5) 選考委員会の開催	令和8年3月12日(木)予定
(6) 委託契約締結、事業開始	令和8年4月1日(水)
(7) 事業実施報告書の作成・提出	令和9年3月31日(水)まで

13 その他

下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

担当

愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎3階)

電話番号：052-954-6106 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp